

(この報告書は平成16年度に行った施業放棄森林の再生手法調査の成果を取りまとめたものです。)

森 林 再 生 基 金

ブレイクモア法律事務所

弁 護 士 徳岡 卓樹

税理士法人レコルテ

公認会計士 田中 稔

平成17年1月20日

目次

1 . はじめに P1
2 . 『森林再生基金』とは？ P2
3 . 『施業放棄森林』が『認証森林』になった場合の期待できる効果 P3
4 . 『森林再生基金』のスキーム図 P4
5 . 『森林再生基金』のスキーム概要 P6
6 . 『日本の森林問題』について社会的認知度を高めるための活動 P8
7 . 企業が支出する寄附金の税務上の取扱い P8
8 . 環境報告書の記載イメージ P9
9 . 契約方式と主な内容 P9

1. はじめに

日本の森林を取り巻く環境は近年劇的に変化しました。国産材の価格低下は続き、1998年（平成10年）以降は、スギ製材品は輸入材より安くなっています。この価格低下は造林投資のマイナス利回りと呼ばれ多くの林業経営者は長期投資である林業の将来展望が見出せず、経営そのものを放棄する例が増えている状況です。また、都市部に居住する人達が相続したこと等により所有者が林業経営者でないという状況も多く見られます。

これらの理由により、森林所有者の自己の森林に対する関心も低下し、健全な森林育成のための人為的行為がなされていない森林いわゆる『施業放棄森林』が増加している状況にあります。施業放棄森林の殆どは、保育や間伐などの手入れがなされていない森林ですが、伐採されても植林されない伐採跡地も林野庁の公表データによると、2003年3月末現在2万5千haに及ぶ状況です。森林に対しては行政による補助金制度が整備されているものの、その制度そのものを利用する人達が減少している現在の状況化では、行政による支援だけでは日本の森林を守ることは出来なくなって来ています。

『施業放棄森林』は、野生動植物層も貧弱で、治山治水に支障をきたすことになり、災害等の起因ともなります。また、炭酸ガスを吸収し地球温暖化を防止する役割も十分に発揮することができなくなります。すなわち『施業放棄森林』の増加は環境問題を拡大するものと言えます。

『日本の森林問題』への取組みとして、この『施業放棄森林』を適正に管理し、このことを中立的な第三者に客観的に評価してもらい、この認定を受けた『認証森林』に変えることを『日本森林再生プログラム』と定義し、この『日本森林再生プログラム』を行うために組成する基金が『（仮称）森林再生基金』です。

2. 『森林再生基金』とは？

『森林再生基金』は、キャッシュ・リターンを目的とする一般的なファンドではなく、日本の森林を救うためのCSR（企業の社会的責任）・SRI（社会的責任投資）として、環境問題に対する企業のメセナ活動等へのリターンを目的とする基金です。

出資者たる企業には、『森林再生基金』への賛助金（寄附金）の支払いを通じ、その成果を環境報告書へ記載することや、認証森林に生まれ変わった森林を広告媒体に使用したり、従業員が森林整備や森林浴に参加するなどの福利厚生の一環として利用して頂くこともできるようにする考えです。また、この『森林再生基金』を通じて収穫した木材の利用については、ご希望があれば優先的に売却させて頂く予定です。

なお、賛助金の支払いは、単年度でも、連年でも可能となる仕組みとします。

施業放棄森林の例（間伐前）

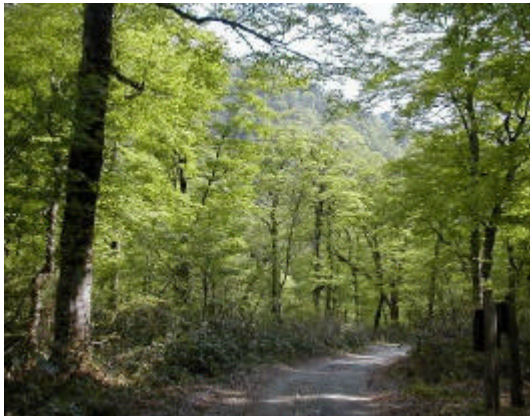


認証が受けられる森林の例（間伐後）



3. 『施業放棄森林』が『認証森林』になった場合の期待できる効果

- (1) 森林土壌に降雨が吸収（水源涵養）される量が多くなり、湧水防止、水質保全につながります。
- (2) 下層植生が豊かになり、土砂流出や山地崩壊などの山地災害が少ない森林になります。
- (3) 自然生態系に配慮した森林の取り扱いが行なわれ、野生動植物の多様性が増加します。
- (4) 持続的な林産物生産機能が高まり、炭酸ガスを固定する量が増え、地球温暖化防止につながります。
- (5) 森林整備活動や循環資源である木材利用を推進するNPOと連携した活動ができます。
- (6) 持続的な林業経営を行なっていることを地域社会に保証できます。
- (7) 環境に配慮された森林から生産された木材であることを消費者に保証できます。
- (8) 地域資源を活かす林業活動が活発になり、農山村社会の発展につながります。
- (9) 森林で働く人々の安全の確保や地域社会と協調した経営が行なわれます。
- (10) 社会教育活動等に森林を提供することを公表し、これが実践されます。



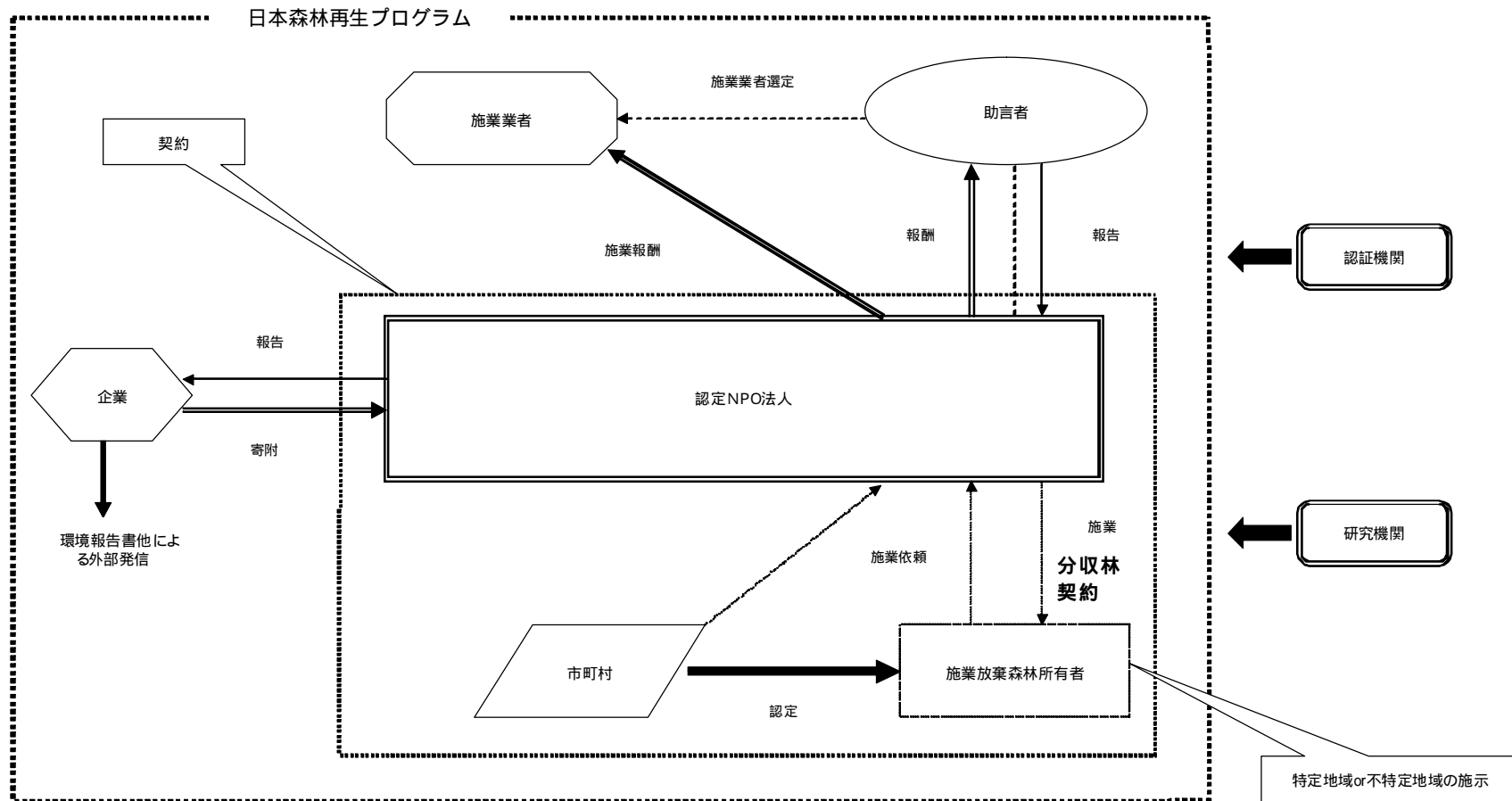
(広葉樹林)



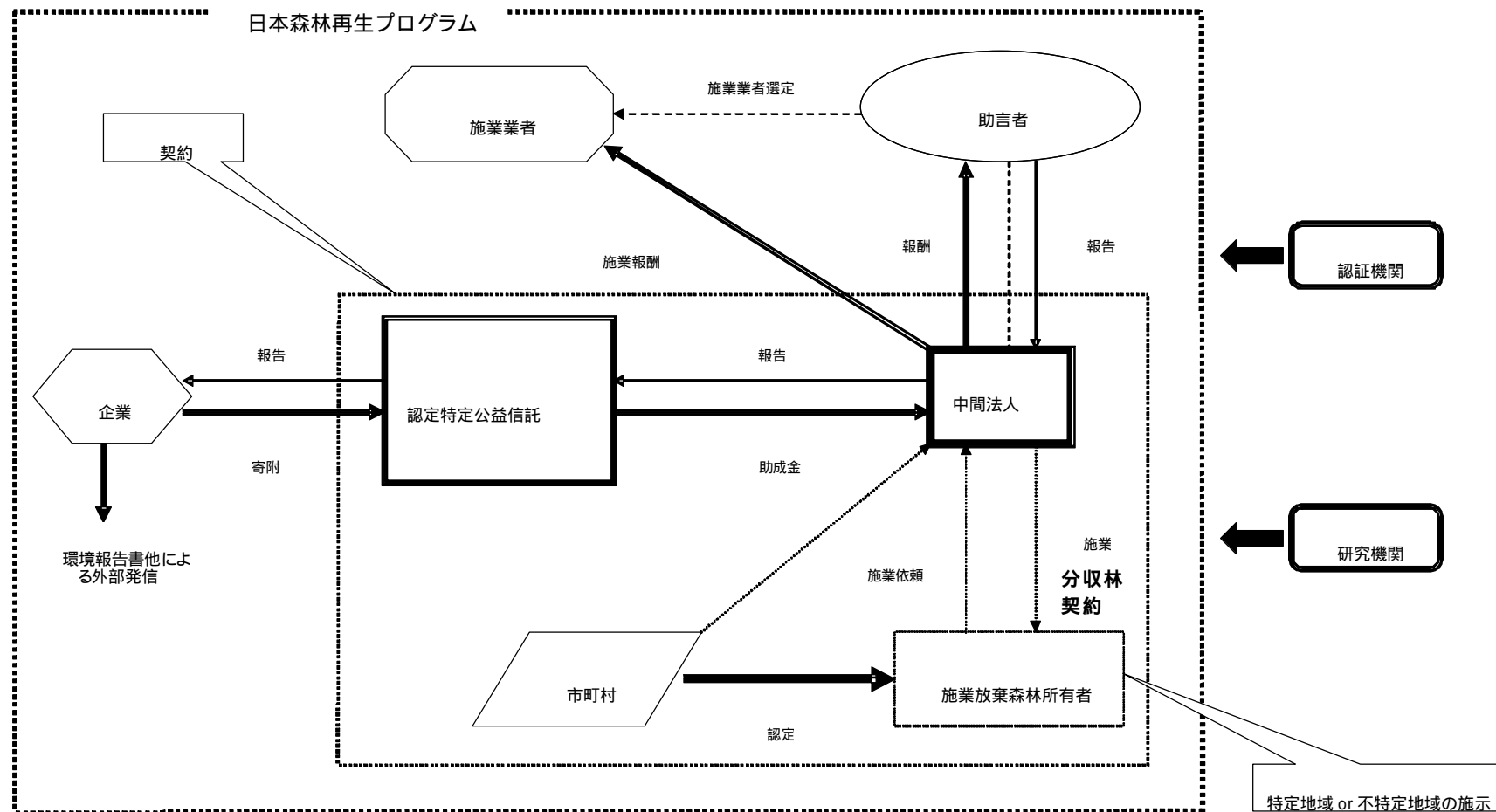
(歩道整備)

4. 『森林再生基金』のスキーム図

(1) 認定NPO法人を使ったスキーム(今後更に検討を加え、認定NPO法人とするか認定特定公益信託にするかを決めます。)



(2) 認定特定公益信託を使った場合 (今後更に検討を加え、認定NPO法人とするか認定特定公益信託にするかを決めます。)



5. 『森林再生基金』スキーム概要

(1) 『認定NPO法人』又は『認定特定公益信託』

企業が支出する寄附金について税務上のメリットを受けるために、『認定NPO法人』又は、『認定特定公益信託』を設立します。企業は支出した事業年度において費用処理します。

なお、運営の透明性を保つのと同時に、寄附の支出先である認定NPO法人や中間法人の透明性を保つことも必要であると考えます。このため、森林再生基金運営委員会、理事会を設置し、スキーム全体を管理・運営します。

最終的にはどのスキームを使うか決定しますが、それぞれのメリット・デメリットは次のとおりです。

区 分	認定NPO法人	認定特定公益信託
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・コストが安い ・直接契約・施業管理等が出来る 	<ul style="list-style-type: none"> ・形式を満たせば認定を受けることが出来る
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けるには設立後実績が必要なため、時間がかかる。(最短で1年超) ・認定の基準が厳しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・コストが高い ・直接契約・施業管理等が出来ない ・分収による返還金が中間法人に溜まる

(2) 市町村長による『施業放棄森林』の認定

『森林再生基金』は、市町村長から市町村森林整備計画に沿った施業がなされていない森林の比率が高く、整備を要する森林として要請のあった地域のうち森林所有者と契約できるものについて施業を行います。市長村長には、施業を行う森林について『施業放棄森林』の認定をして頂きます。

(3) 『森林再生基金』における中間法人の役割（『認定特定公益信託』を使ったスキームの場合）

『認定特定公益信託』は助成金の支給しか行うことが出来ないため、施業についての契約・管理等が出来ません。コントロール可能な内部に施業管理等を行う組織として中間法人を設立します。内部に特定の資本関係のある組織があると『森林再生基金』の公共性のイメージが損なわれる恐れがあるため、特定の資本関係を持ってない中間法人にその役割をさせるものです。

(4) 施業の方法及び作業者の選定

施業の方法は、市町村長から認定された森林施業計画に沿って行います。人工林は、長伐期施業を原則として間伐を繰り返します。育成後の主伐する林齢に達した立木の収穫が必要になった場合に当たっては、面積の大きい皆伐を禁止し、小面積区画伐や群状伐採あるいは抜き伐り（択伐）を原則とします。天然林は、自然環境の維持に努めるとともに、抜き切りによる収穫を行いません。

育林事業の発注及び間伐や主伐を実施する販売時期、販売先、販売方法などは、地域振興、透明性、信頼性、価格水準、森林ボランティア・森林再生基金出資者の要望などを勘案して決定します。

(5) 施業成果の数値化

どのようなルールにおいて施業成果を数値化するか、今後、関係機関の研究成果を参考にして、具体的な方法を決めることとします。

(6) 伐採収益の永続的再投資

伐採収益のうち『認定NPO法人』又は『中間法人』に帰属する部分については、新たな『施業放棄森林』に投資されます。企業が支出した寄附金は、分収された伐採収益が投資とイーブンの場合には、事務管理諸費用を除き、永続的に再投資されることとなります。

6. 『日本の森林問題』について社会的認知度を高めるための活動

『日本の森林問題』及び『森林再生基金』について、社会的認知度を高めるための活動を推進する必要があります。社団法人である日本林業経営者協会が、独立行政法人 環境再生保全機構からの助成を受けて、「施業が放棄された森林を再生する手法の開発・普及」についての検討を進めています。また、森林整備や国産材利用を推進するNPO法人等が多くの活動を展開しています。今後、これらと連携した普及活動を行ないます。

7. 企業が支出する寄附金の税務上の取扱い

『認定NPO法人』又は、『認定特定公益信託』に対する寄附金は税務上特定公益増進法人等に対する寄附金として取扱われ一般寄附金と比べ損金算入限度額が大きくなり、税務上損金として処理出来る額が大きくなります。具体的な計算方法は次のとおりです。

$$\text{支出寄附金の額} - (\text{損金算入限度額} + A) = \text{損金不算入額}$$

A・・・次のイ又は口のいずれか少ない金額

イ・・・損金算入限度額

口・・・特定公益増進法人等に対する寄附金の額

8．環境報告書の記載イメージ

環境会計、環境報告書に具体的数値を記載して頂くほか、森林再生に対する支援企業として活動報告をして頂く予定です。また、2．『森林再生基金』とは？に記述しましたとおり従業員の方々の森林整備への直接参加も予定していますので直接的社会活動としての報告もして頂きたいと思えます。

(参考)

・環境報告書への記載

本スキームは、企業（民間）より『環境報告書』への記載を目的に寄附を受けることを前提としています。企業（民間）にとって『環境報告書』に記載して企業イメージが上昇するような情報を報告できる体制が必要だと考えます。

今後各企業（民間）の現在の環境報告書の記載を分析し計量（数値）化必要な情報について検討すると同時に、この計量（数値）化の方法について第三者の研究機関等の認定等を受ける必要があると考えます。

・『環境報告書』の現況

企業（民間）への環境問題への取組みは年々増しており、『環境報告書』は、デザイン等にも工夫がしてあり企業のイメージ宣伝用パンフレットとしての意味合いが強いものとなっております。

現在、インターネット上には、『環境報告書』に関するポータルサイトとし『経済産業省環境報告書プラザ』（URL <http://ecoreport.jemai.or.jp>）というホームページが開設されています。このホームページには、400を超える企業が登録されており、誰でも簡単に『環境報告書』を見られる環境が作られています。

9．契約方式と主な内容

運営システムが確立する見通しが得られるまでの当分の間は、「公益性が高く、速やかに整備を要する森林」を対象に

して、森林整備への支援活動を行うこととします。この場合、森林所有者と森林再生基金（実質的には認定NPO法人又は中間法人）の間で、短期の森林の管理・経営への支援に関する契約を締結します。この間、森林再生基金は、樹木の植栽、保育及び森林管理への支援を行うこととなります。

この森林についての所有者との契約の概要として、次のような内容を予定しています。

対象地は、公益性が高く、速やかに整備を要する森林で、森林所有者の同意が得られ、かつ、市町村役場の協力が得られるところとします。

契約締結後、契約書で定める3年程度の間についての森林整備は、森林所有者等が森林施業計画に沿って行い、『認定NPO法人』又は『中間法人』は補助金、交付金等の公的支援の残額である自己負担分についての支援を行います。

契約期間中、林木の収穫は原則として間伐とします。

契約期間中の森林の管理・経営、樹木の間伐に関する意思決定は、森林所有者等と『認定NPO法人』又は『中間法人』の合意によるものとします。

森林整備契約により支援を受けた森林の立木は、すべて森林所有者に帰属します。

上記の契約方式とは別に、今後、恒久的な運営システムが確立した段階で、森林所有者と森林再生基金の間で、「分収林」と「地上権」に関する一体方式による契約についても検討します。この場合、分収林に関する契約部分は、すでに生育している樹木の保育・管理を行なう「分収育林」と伐採跡地等に植栽・保育・管理を行なう「分収造林」を包括したものとなります。森林の土地につき、造林・育林の目的で使用する権利（地上権）が設定され、認定NPO法人又は中間法人は、樹木の植栽、保育及び森林管理を行う義務を負うこととなります。

この森林についての所有者との契約の概要として、次のような内容を予定しています。

対象地は、比較的「施業放棄森林」が多く、森林所有者の同意が得られ、かつ、市町村役場の協力が得られるところとします。

契約締結後、地上権設定期間である概ね10～20年程度の間についての森林整備は、森林施業計画に沿って、『認

定NPO法人』又は『中間法人』が行います。

地上権設定後の森林の管理・経営、樹木の間伐、主伐に関する意思決定は、『認定NPO法人』又は『中間法人』が有するものとします。

将来収益の配分方法は、原則として、契約当初の立木評価額と管理・経営に要した経費は、森林所有者と認定NPO法人又は中間法人に無利子返還され、これを除く収益は、地上権設定の対価として、森林所有者に還元されます。

分収林契約に関しては、分収林特別措置法及び地方公共団体による条例などに沿った契約を行いません。

契約満了後の森林は、森林所有者に返還されます。